

地域計画

| | |
|-------------------|---|
| 策定年月日 | 令和7年3月31日 |
| 更新年月日 | () |
| 目標年度 | 令和12年度 |
| 市町村名 (市町村コード) | 美作市 (33215) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 作東地域 (江見、川北、原、上福原、山城、田原、日指、江見吉田、藤生、南海、芦河内、鯨、瀬戸、松脇、豊野、大内谷、岩辺、土居、竹田、角南、白水、蓮花寺、万善、国貞、鈴家、田渕、柿ヶ原、梶原、小房、小野、栗井中、鷺巣、豆田、小ノ谷、山手、五名、宮原、大聖寺) |

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域） | 707.5 h a |
| ① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 | 707.5 h a |
| ② 田の面積 | 619.1 h a |
| ③ 畑の面積（果樹、茶等を含む） | 88.4 h a |
| ④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 | 118.0 h a |
| ⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 | 0.0 h a |
| （参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計 | 353.9 h a |
| うち後継者不在の農業者の農地面積の合計 | 120.5 h a |
| (備考) | |

(2) 地域農業の現状及び課題

| |
|--|
| 今後、規模拡大を望む農家は限定されており、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、地域全体で120.5 h a 存在し、新たな農地の受け手の確保が必要。 |
|--|

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

| |
|---|
| 江見地区は吉野川、山家川の二つの水系に属し、水田の割合も高くは場整備もほぼ完了している。この地区は作東地域の中心地であり商業の用途率も高いが、優良水田が多いことから集落営農を主体に黒大豆・野菜・花き等の地域連作体型を確立させ振興作物の産地化を図る。また、丘陵地に分布する畠地は野菜の生産も多いことから土地の再開発を含め、主産地育成と生産性の向上を推進する。 |
| 土居地区は山家川水系に属し、農用地は川沿いに開けた平坦な水田を中心である。は場整備により区画整理・農道も整備されており、水稻を主体とした小規模農業経営から集落営農に切り替えを図り、高付加価値農業経営の確立を推進する。畠地においては、高原台地では露地野菜（かぶ・だいこん）の産地化がされており、上山区域ではぶどう・野菜の栽培が定着している。今後もより一層の産地化を推進し、新たに施設野菜の導入を図る。 |
| 福山地区は山家川水系の源流で、山間谷間に水田が細長く並んでいる。は場整備可能地は完了しているが、は場整備が困難な農地は田畠とも荒廃が進んでいる。また、過疎化・高齢化が進展しており農地の流動化を推進し担い手農家の集積を図る。一方で、地域の特性を生かしてお茶の産地化を推進する。 |
| 粟井地区の農用地は、粟井川沿いに帶状に開けた水田を中心としている。山間部の棚田及び丘陵地帯の畠地は荒廃が進んでいる。平坦地の水田は早くからは場整備されており、集落営農と担い手農家の農地集積を目指す。 |
| 吉野地区は吉野川と河内川水系に属し、帶状に水田が開けている。谷間・山間の田畠は荒廃が進んでいるが平坦部はは場整備も進んでいる。作付けは水稻が中心で転作による黒大豆・野菜の栽培も行われているが農業後継者が不足しているため、集落営農と他地区の担い手農家の農地集積を目指す。 |
| 多面的機能支払制度の活動を継続していくことで、農道や水路、ため池等の維持管理を行い、地域住民への活動参加を呼びかけることで、担い手が効率的な農作業を行うことができる環境を整えていく。 |
| 多面的機能支払制度の活動に取り組んでいない集落においては、広域活動組織への参加を推進し、多面的機能支払制度を活用することで、農業者を含めた地域住民による農業関連施設の維持管理体制づくりを図る。 |

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

地域農業を担う者の高齢化が進んでいることから、農業後継者に経営を移譲した経営体や移住による新規就農者などが現れたら優先的に農地を集積していく。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

| | | | |
|--------|------|-------------|------|
| 現状の集積率 | 14 % | 将来の目標とする集積率 | 16 % |
|--------|------|-------------|------|

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

耕作可能な農地から耕作放棄地が出ないよう、担い手に集積していく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

作東地域の農地利用は、認定農業者を中心とした中心経営体が担うほか、農業後継者や入作を希望する農業者に対し、集積、集約支援を促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

将来の経営農地の集約化を考慮し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

認定農業者等の中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

地域内の殆どは基盤整備済であり、更なる大区画化の予定もない。

多面的機能支払制度を活用し、水路、農道等の補修・改良等を実施し、担い手が効率的な農作業を行うことができる環境を整えていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していく、新たな担い手の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

集落営農組織に若い担い手がもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても受託していくことができる。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

| | | | | |
|---|---|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害が拡大しないよう、原材料補助で行政と連携して、防護柵等の設置を行う。また、維持管理等については、多面的機能支払制度の活用により、防護対策の徹底及び地元獣友会と連携し、捕獲等による総合的な鳥獣被害対策を進めていく。

⑦多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度による活動を継続することにより、地域内で農業を担う者との間で相互に連携、または役割分担して、農道、水路、ため池等の地域資源の維持管理を行い、効率的に農作業が行えるよう地域全体で農地を守っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

| 属性 | 農業を担う者 (氏名・名称) | 現状 | | | 10年後 (目標年度：令和 12 年度) | | | | |
|----|-------------------|----------------|---------|--------|-------------------------|---------|--------|--------------|----|
| | | 経営作目等 | 経営面積 | 作業受託面積 | 経営作目等 | 経営面積 | 作業受託面積 | 目標地図上 の表示 | 備考 |
| 認農 | きはんトライアングル興業(有) | 水稻、豆類 | 4.2 ha | ha | 水稻、豆類 | 4.2 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 栗井 泰樹 | 豆類、露地野菜 | 1.3 ha | ha | 豆類、露地野菜 | 1.3 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 安東 寿夫 | 水稻 | 2.4 ha | ha | 水稻 | 2.4 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 安東 章治 | 水稻 | 4.6 ha | ha | 水稻 | 4.6 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 安東 泉 | 水稻 | 2.2 ha | ha | 水稻 | 2.2 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 宇田 和良 | 水稻、麦類 | 9.1 ha | ha | 水稻、麦類 | 9.1 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 永谷 竜一 | 花き | 0.5 ha | ha | 花き | 0.5 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 横山 忠弘 | 水稻、麦類、露地野菜、豆類 | 13.3 ha | ha | 水稻、麦類、露地野菜、豆類 | 13.3 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 横山 裕緯夢 | 水稻 | 7.3 ha | ha | 水稻 | 7.3 ha | ha | ■ | |
| 認農 | (株)松本農産 | 水稻、花き | 2.1 ha | ha | 水稻、花き | 2.1 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 橋本 龍吾 | 水稻 | 0.9 ha | ha | 水稻 | 0.9 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 鍬先 康宏 | 水稻、果樹 | 0.5 ha | ha | 水稻、果樹 | 0.5 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 江見 正文 | 露地野菜 | 0.5 ha | ha | 露地野菜 | 0.5 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 山口 敦史 | 水稻、露地野菜、豆類 | 9.2 ha | ha | 水稻、露地野菜、豆類 | 9.2 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 山本 壽 | 水稻、果樹 | 1.6 ha | ha | 水稻、果樹 | 1.6 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 宿野 富義 | 水稻、豆類、キノコ | 10.4 ha | ha | 水稻、豆類、キノコ | 10.4 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 小阪 蔡光 | 水稻、豆類 | 2.3 ha | ha | 水稻、豆類 | 2.3 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 小林 一三 | 水稻 | 18.2 ha | ha | 水稻 | 18.2 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 小林 一実 | 水稻、雑穀、いも類、豆類 | 0.2 ha | ha | 水稻、雑穀、いも類、豆類 | 0.2 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 新田 伸之 | 施設野菜 | 0.8 ha | ha | 施設野菜 | 0.8 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 新田 博美 | 水稻、雑穀、いも類、豆類 | 2 ha | ha | 水稻、雑穀、いも類、豆類 | 2 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 大田 美嘉 | 水稻、豆類、露地野菜、キノコ | 1.3 ha | ha | 水稻、豆類、露地野菜、キノコ | 1.3 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 珍珠 義男 | 水稻 | 0.4 ha | ha | 水稻 | 0.4 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 藤生 眞市 | 水稻、麦類、豆類 | 0.4 ha | ha | 水稻、麦類、豆類 | 0.4 ha | ha | ■ | |
| 認農 | (農)赤田営農センター | 水稻、麦類、豆類 | 1.6 ha | ha | 水稻、麦類、豆類 | 1.6 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 和田 静夫 | 水稻、豆類、果樹 | 1.3 ha | ha | 水稻、豆類、果樹 | 1.3 ha | ha | ■ | |
| 認農 | 吉川 鉱三 | 飼料作物 | 0.2 ha | ha | 飼料作物 | 0.2 ha | ha | ■ | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| 計 | 27経営体 | | 98.8 ha | 0 ha | | 98.8 ha | 0 ha | | |

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

| 番号 | 事業体名 (氏名・名称) | 作業内容 | 対象品目 |
|----|-----------------|------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

| | |
|-------------|---------------|
| 農用地所有者等数（人） | うち計画同意者数（人・%） |
| | |

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。